

(仮称)下釜・松原揚水発電所新設計画 計画段階環境配慮書の手続きについて

令和8年10月 環境保全課

環境影響評価とは

(1) 事業者が自ら主体となって行う手続き

よりよい環境配慮を行うように、事業者による情報交流の手続きを法や条例で定めている。

(2) 事業実施の有無を決める制度ではない

許可や審査の基準ではなく、対象事業や手続き等について定めている。

※ 事業の実施の可否は、許認可権者等により判断される。

(3) 地域住民とのコミュニケーションツールの一つ

図書の縦覧及び説明会の開催等、事業者が自ら結果を公表し、地域住民、地方公共団体、専門家の意見を聴いて、よりよい環境配慮を行う。

今回の対象事業について

対象事業等

事業者 九州電力株式会社
(代表者:代表取締役 社長執行役員 中村 典弘)

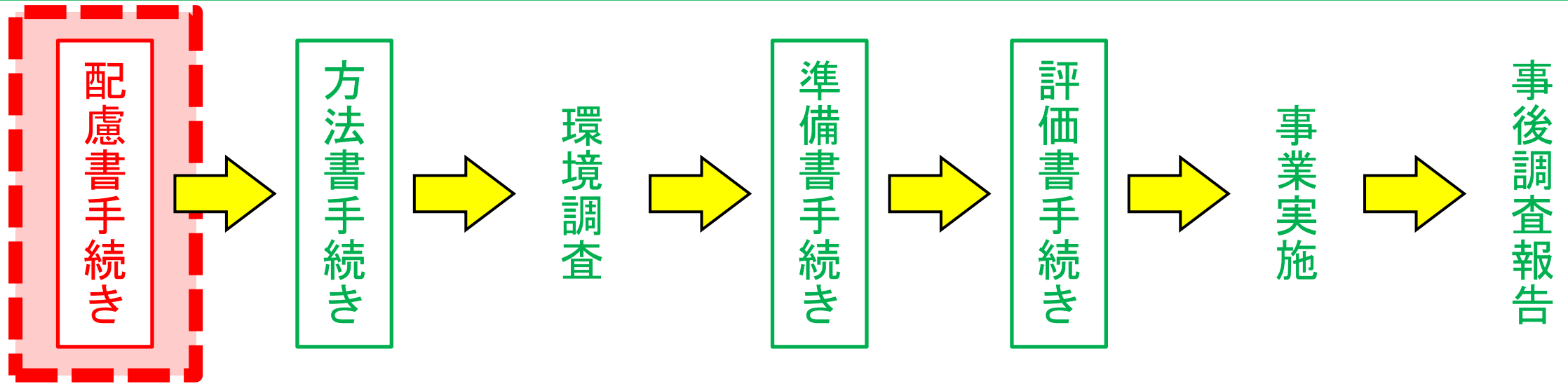
事業名 (仮称)下釜・松原揚水発電所新設計画

事業の種類 水力(揚水式)

事業の規模 最大出力100,000Kw

対象事業実施区域 熊本県小国町、大分県日田市

環境影響評価手続きの流れ



配慮書:計画の立案段階で環境保全のために配慮すべき事項(重大な環境影響)を検討する段階

方法書:環境アセスメントの方法(調査、予測、評価の方法)を決める段階

準備書:方法書に基づき行った調査、予測、評価の結果を取りまとめる段階

評価書:準備書に対して出された住民等や知事の意見を踏まえて修正等を行い、最終的な図書としてまとめる段階

配慮書手続きについて

配慮書：計画の立案段階で環境保全のために**配慮すべき事項**
(重大な環境影響)を検討する段階

主な記載事項

- 事業実施想定区域及びその周囲の概況
(例) 周辺の河川の水質の結果(環境基準の超過の有無)、周辺の眺望点 など
- 計画段階環境配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
(例) 騒音について環境影響のおそれがあるため、方法書以降で詳細な調査を行い、その結果により必要な環境保全措置を実施する。

※ 配慮書段階では原則として**現地の調査は行わない**(行うことは可能)。
調査は方法書手続後に行い、準備書でその結果が示される。

配慮書に対する審査会意見の例

事業計画全体に関して指摘

事業の早期計画段階であるため、細かい箇所への指摘ではなく、事業計画全体の検討に関わるような指摘を行う。

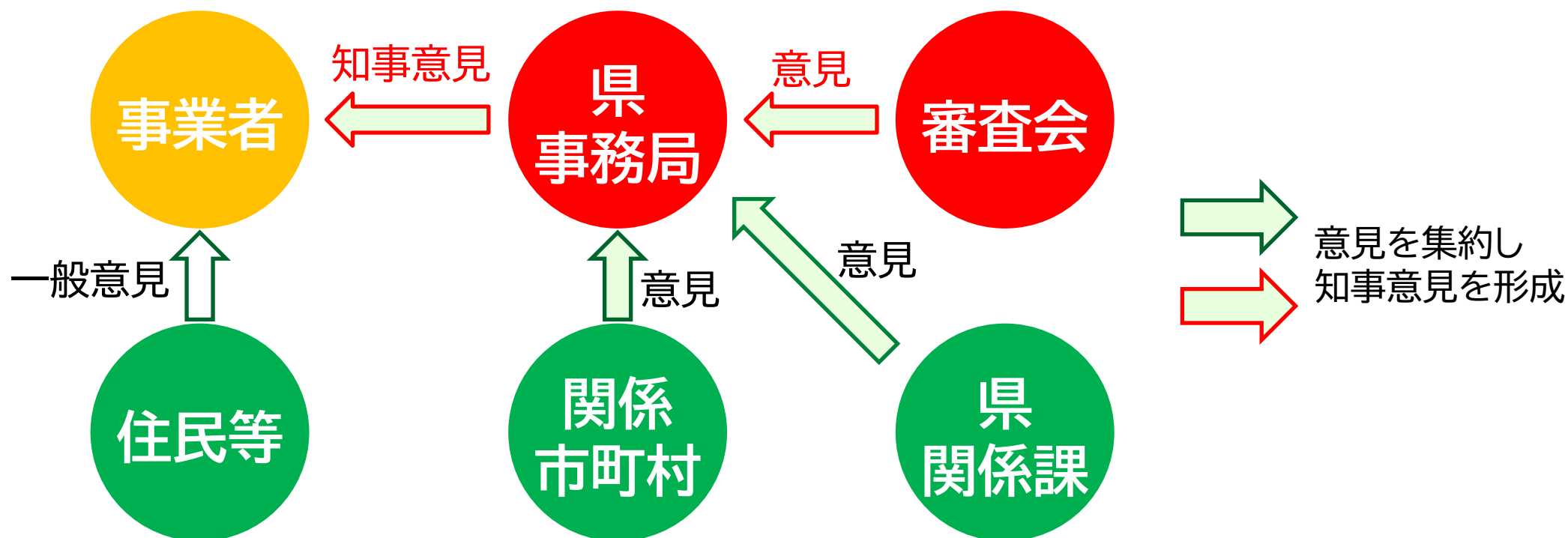
方法書に記載が必要な事項を指摘

次の段階である方法書において記載が必要な調査項目の選定や調査方法等に関する指摘をする。

知事意見の形成

【配慮書段階】

意見の形成



※配慮書段階では一般意見を知事意見に反映させる手続きはない。

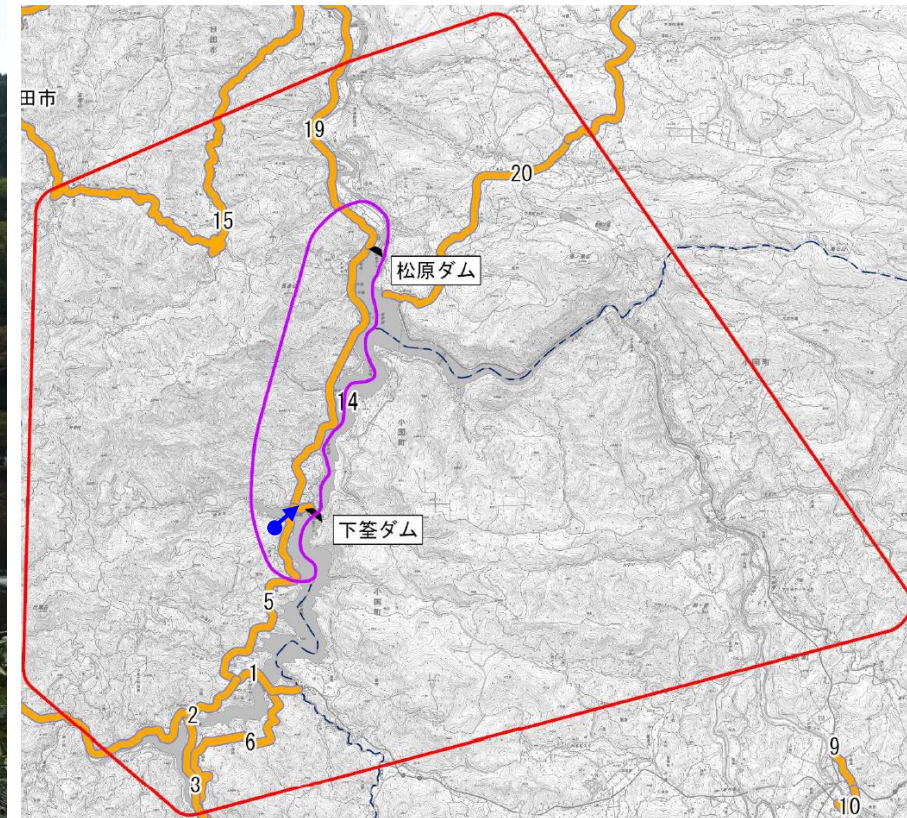
現地の様子

【R7.11撮影】

下笠ダム周辺(ダム湖西側から)



計画段階環境配慮書を加工



現地の様子

【R7.11撮影】

松原ダム周辺(ダム湖西から)



計画段階環境配慮書を加工

